

平成28年度事業計画

平成27年中の宮城県内における刑法犯認知件数は、17,742件で、前年比888件(-4.8%)減少し、平成14年以降14年連続の減少となり、戦後ピーク時(平成13年)の49,887件に対し64.4%減少するなど、治安は着実に改善しつつある。

一方、前年と比較して、振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺が53.5%(350件、+125件)増加するとともに、強制わいせつも8.2%(184件、+14件)増加し、子どもや女性を対象とした声かけ・つきまとい・痴漢・盗撮等の子ども女性脅威事案は、前年とほぼ同数(1,852件、-9件)となった。更に窃盗の認知件数は減少しているものの、県民が不安に感じる犯罪として常に上位にあげている空き巣等の侵入盗が刑法犯認知件数の10.8%を占め、年間1,924件発生するなど、治安に対する県民の不安を解消するまでには至っておらず、犯罪情勢は依然として厳しい状況にある。

このような治安情勢を踏まえ、県内各地区防犯協会連合会と相互に連携を図り、効果的な防犯活動を推進するとともに、県民の防犯思想を高めることにより、「犯罪のない明るく、住みよい地域社会」の実現に寄与することを目的とする公益社団法人宮城県防犯協会連合会の平成28年度事業計画を以下のとおり策定した。

第1 安全・安心まちづくり等推進事業(公益事業1)

犯罪のない、誰もが安全で安心して暮らすことの出来る地域社会を実現することは、県民全ての願いであり、県民生活や社会発展の基礎となるものである。

県民の身近なところで発生している犯罪、とりわけ強盗や住宅侵入窃盗など不安を感じる犯罪を始め高齢者等を対象とした特殊詐欺等の心ない犯罪、女性・子どもを対象とした強制わいせつなどの卑劣な性犯罪及び万引きや自転車盗等の少年非行の入口となる犯罪等を未然に防止し、安全で安心して暮らせる地域社会を実現するため、警察、自治体及び防犯ボランティア団体等と連携した防犯活動を推進する。

1 防犯団体相互の連絡調整並びに各団体が行う防犯活動に対する協力援助

(1) 防犯団体相互の連絡調整

地区防犯協会連合会、防犯指導(実働)隊、職域防犯団体及び地域の自主防犯ボランティア団体間の連絡調整を行い、防犯活動の実効性、効率性の向上及び自主防犯意識の普及・高揚を図る。

特に、防犯ボランティア団体等が相互に連携する機会の提供、治安状況に応じた活動のレベルアップ、あるいは真摯に取り組んでいる団体や個人の励みを醸成するため、ホームページ上で防犯ボランティア団体の活動の好事例等を紹介するなど、その拡充を図る。

また、地域で開催される総会等に参加し、現場が抱える問題点等の把握に努めるとともに、防犯団体等に対する助成情報等各種情報の収集と紹介を行うなどの協力援助を行う。

(2) 若い世代の参加促進等を図るためのヤング防犯ボランティア活動に対する支援

防犯ボランティア団体等構成員の高齢化等の課題を踏まえ、若い世代の防犯ボランティアへの参加を促進するため、大学生等の若い世代を中心に組織されたヤング防犯ボランティア団体の活動に対する支援等を行うなど、自主防犯活動の活性化と定着化を図る。

(3) 防犯ボランティア団体の自主防犯活動促進のための支援

平成16年度から県警察との連携により推進した「安全・安心まちづくり・みやぎユニット運動」等により、県内の防犯ボランティア団体数は、平成22年末に554団体まで増加したが、東日本

大震災の影響や団体構成員の高齢化や後継者不足等により、平成27年末には453団体に減少しているなど防犯ボランティア団体の課題を踏まえ、新規防犯ボランティア団体結成に伴う経費等の一部助成や防犯活動資機材等の提供、助言・指導等の支援を行い、新規結成と効果的な活動の促進を図る。

(4) 青色回転灯付き防犯パトロール車の運用促進

青色回転灯付き防犯パトロール車の運用は、住民の身近な犯罪に対する直接的な抑止力と地域住民の安心感を醸成する効果があり、地域の安全・安心の確立を図る上で大きな役割を果たしている。

平成27年末の県内における青色回転灯付き防犯パトロール車台数は486台となっているが、平成24年末の都道府県における平均台数は860.1台、東北各県における平均台数は564.7台となっており、本県はいずれの平均台数をも下回っている実態にある。

このため、公益財団法人全国防犯協会連合会が一般財団法人日本宝くじ協会から寄贈される「青色回転灯付き防犯パトロール車」の譲渡を受け、最も必要としている地区防犯協会連合会に提供し、その効果的運用によって、地域の安全・安心の確立を図る。

また、新規に青色回転灯付き防犯パトロール車を運用しようとする団体や劣化した青色回転灯を整備しようとする既存の団体に対し、青色回転灯を提供し、青色回転灯付き防犯パトロール車の運用の促進を図る。

2 防犯対策の調査及び指導並びに防犯思想の啓発宣伝

(1) 全国地域安全運動宮城県大会の開催

10月に実施される全国地域安全運動において、宮城県及び県警察との共催により、全国地域安全運動宮城県大会を開催し、県民の防犯意識の向上を図る。

(2) 季節地域安全運動の実施

春、夏及び年末年始の節目の時期に、それぞれ期間及び重点を定め、各地区防犯協会連合会と連携した季節防犯運動を実施し、犯罪の未然防止及び防犯意識の向上を図る。

(3) 防犯診断競技大会の開催

防犯指導隊連絡協議会、防犯設備士協会の協力の下、県警察との共催により、県内24地区防犯協会連合会から選出された防犯指導（実働）隊等の代表者による防犯診断競技大会を開催し、侵入犯罪・振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺・自転車盗・路上犯罪・子どもの声かけ事案等の被害防止のための防犯指導力の向上を図る。

(4) 広報紙の発行等広報啓発活動の推進

機関紙「防犯みやぎ」の発刊、各種防犯ポスター・リーフレット等の作成配布、のぼり旗・立て看板の掲出等による広報啓発活動を推進し、地域住民の防犯意識の高揚を図る。

(5) 防犯作文及びポスターの募集

青少年の規範意識の向上及び防犯意識の啓発を目的に、県内の小中高等学校の児童生徒を対象に防犯作文及びポスターを募集し、優秀作品を全国地域安全運動宮城県大会において顕彰する。

(6) 防犯DVDの貸し出し

防犯意識の向上を図るため、地域における防犯研修会等で役立つ最新の防犯に関する広報啓発用DVDを整備し、各巻の内容をホームページに登載して関係機関や防犯ボランティアのみならず、広く一般を対象として無償で貸し出し、防犯意識の向上を図る。

3 青少年の非行防止と健全育成に関する活動

(1) 関係機関等と連携した非行防止活動

平成27年中の県内の刑法犯少年の検挙人員は429人で減少傾向にはあるが、刑法犯に占める少年の割合は14.1%と高原状態が続き、再犯者率も29.4%と高い状況にある。

少年非行は、社会全体の問題であり、次代を担う少年の非行防止と健全育成を図ることは極めて重要であることから、県、県警察、関係機関・団体と一体となった活動を推進する。

(2) 非行少年を生まない社会づくりのための活動支援

少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動や少年を見守る社会気運の醸成等を基本柱とした「非行少年を生まない社会づくり」のための活動の支援を行うなど、県警察、各地区防犯協会連合会と連携し、効果的に推進する。

(3) 少年を非行からまもるパイロット地区活動に対する支援

少年非行の多発地区等を「少年を非行からまもるパイロット地区」として県警察が指定した次の4地区に対し、「いじめ」や校内暴力の排除、その他非行防止活動を支援するため、所要の助成を行う。

指定地区（中学校区）名	指定機関（期間）	関係機関
仙台南地区防犯協会連合会 （若林区／蒲町中学校区）	警察本部指定 1年（継続）	仙台南警察署 仙台市若林区
仙台北地区防犯協会連合会 （青葉区／広瀬中学校区）	警察本部指定 1年（継続）	仙台北警察署 仙台市青葉区
大崎東部地区防犯協会連合会 （大崎市／古川東中学校区）	警察本部指定 1年（新規）	古川警察署 大崎市
大河原地区防犯協会連合会 （大河原町／大河原中学校区）	警察本部指定 1年（新規）	大河原警察署 大河原町

(4) 少年を守る環境浄化重点地区活動に対する支援

少年の健全育成を目的に「少年を守る環境浄化重点地区」として県警察が指定した次の1地区に対し、環境浄化のための広報啓発活動及び非行防止ボランティア活動を支援するため、所要の助成を行う。

指定地区名	指定機関（期間）	関係機関
仙台中央地区防犯協会連合会 （青葉区／国分町地区）	警察本部指定 1年（継続）	仙台中央警察署 仙台市青葉区

(5) 万引き防止活動

万引きは、罪悪感や規範意識の低下に起因することが多く、少年非行の入り口となる犯罪であることから、県警察及び宮城県万引き防止対策協議会を始めとした関係機関団体と連携し、『万引き防止3ない運動（しない・させない・許さない）』や『万引きは犯罪である』ことの広報啓発等、地域ぐるみによる万引き防止活動を推進する。

4 覚せい剤・危険ドラッグ等薬物乱用防止に関する活動

平成27年中に県内で薬物事犯で検挙された人員は164人で対前年比で49%増加し、なかでも覚せい剤事犯の検挙人員が131人で全薬物事犯の79.8%を占め、突出している。また、覚せい剤事犯の検挙人員の53.4%が暴力団構成員等で、再犯者も61.8%を占めているなど、覚せい剤への依存性が極めて高い状況にある。さらに、最近では、若年者を中心に興味本位や好奇心など安易

な気持ちで薬物事犯を犯す傾向があり、特に「危険ドラッグ」乱用事案が後を絶たないことに加え、インターネット利用による薬物乱用の拡散も懸念されている。このような現状に鑑み、県警察と協働し、薬物事犯の根絶を図るため、薬物乱用防止小冊子の配布や学校等における薬物乱用防止教室等で活用する広報用資機材を提供するなど広報啓発活動を推進する。

5 銃器対策及び暴力団排除等の社会環境の浄化に関する活動

県警察及び（公財）宮城県暴力団追放推進センター等と連携し、銃器の根絶、銃器等の所持に関する情報提供の促進、暴力団との密接関係を禁止した暴力団排除条例の周知などを目的とした広報啓発活動を推進し、銃器の根絶と暴力団排除を図る。

特に、風俗営業からの暴力団排除を徹底するため、風俗環境浄化事業として行う風俗営業管理者講習において、県警察又は（公財）宮城県暴力団追放推進センターの担当官による講話を実施する。

6 犯罪の予防検挙に対する協力援助

（1）振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺被害防止活動

平成27年中における振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺の被害件数が350件（前年比+125件）、被害金額10億3,551万円と過去最悪の状況になっており、高齢者の被害が多いことから、その被害を防止するため、県内の医療施設における屋内電光スポット放映、広報啓発ポスター・チラシ等の作成配布や金融機関周辺での被害防止キャンペーン等を行って注意を喚起するとともに、毎月15日を「振り込め詐欺抑止強化日」と定め、県警察や関係機関等と連携した広範かつ多角的な被害防止活動を行う。

（2）侵入盗犯罪防止活動

県民が最も不安に感じる身近な犯罪である空き巣等の侵入盗が昨年、刑法犯認知件数の10.8%となる1,924件発生し、うち無施錠による被害が56.9%（1,095件）と高い比率になっていることから、県警察と協働して、侵入盗犯罪防止のための『3かけ運動（カギかけ・気にかけて・声かけよう）』の広報啓発活動を推進するとともに地域の結束力を高め、自主防犯意識の高揚を図る。

（3）子ども女性安全対策活動

近年、子どもと女性を対象とした声かけ、盗撮、公然わいせつなどの凶悪事件に移行発展するおそれのある脅威事案が後を絶たない状況にあり、これら事案の中には、子どもや保護者、地域住民等が注意することで被害を未然に防止できるケースがあることから、県警察と協働した子ども女性安全対策活動を推進する。

（4）職域防犯組織に対する協力援助

「子ども110番パトロール事業」を業界挙げて推進している県建設業協会等の職域防犯組織に対して、治安情報の提供、助言、指導を行う。

7 表彰及び保険制度の加入事業

（1）表彰事業の実施

多年にわたり地域の防犯活動を積極的に推進した功績と貢献が認められた団体・個人及び県民への防犯思想の普及を題材とした、防犯作文・ポスターの優秀作品を賞揚し、防犯意識の高揚と防犯活動の活性化を図る。

ア 全国地域安全運動宮城県大会における表彰

表 彰 別	表 彰 者	表彰数
優良防犯団体	県防連会長・県警察本部長（連名）	24 団体
防犯功労者		78 名
防犯協会等優良職員功績者	県防連会長	若干名
防犯ボランティア活動推進功労団体	県防連会長・県警察本部長（連名）	24 団体
防犯作文・ポスター入選者		30 名
協会員感謝状	県防連会長	若干名

イ 全国地域安全運動中央大会における表彰

表 彰 別	表 彰 者	表彰数
防犯栄誉金章	警察庁長官・全防連会長（連名）	2 名
防犯栄誉銀章		4 名
防犯功労団体		1 団体
防犯栄誉銅章	全防連会長	12 名
功労ボランティア団体		1 団体

ウ 東北防犯協会連絡協議会における表彰

表 彰 別	表 彰 者	表彰数
優良防犯団体	東北管区警察局長・東北防連協議会長（連名）	3 団体
防犯功労者		12 名

(2) 保険加入事業の実施

防犯指導（実働）隊員等の防犯活動中における災害補償の充実を図るため、保険制度（災害補償制度）に加入するとともに、単位防犯協会に対しては（公財）全国防犯協会連合会と民間の損害保険会社が提携している補償制度への加入促進を図る。

ア 普通傷害保険（契約者：県防連）

区 分		保 険 金 額	
保険金額	傷	死亡・後遺障害	3,000,000 円
		入院保険金日額	4,500 円
	害	通院保険金日額	3,000 円
特記事項		26名限定	

イ 防犯協会員団体総合補償保険（取扱：全防連）

区 分		A 型	B 型	C 型	
保険金額	傷 害	死亡・後遺障害	3,000,000 円	6,000,000 円	15,000,000 円
		入院保険金日額	3,000 円	6,000 円	7,500 円
		通院保険金日額	1,000 円	2,000 円	5,000 円
	賠 償	対 人 賠 償	1 名 2,000 万円 1 事故 1 億円		
		対 物 賠 償	1 事故 200 万円		
	保 險 料		100 円	190 円	360 円

8 防犯施設の拡充整備

安全・安心なまちづくりを目的に地区防犯協会や自治会等が設置する防犯灯等の防犯設備の設置費用の一部助成を行う。

9 自転車防犯登録事業

平成27年中の宮城県内における自転車盗の認知件数は、3,373件で対前年比0.9%(315件)減少したものの、全刑法犯の19%を占めており、しかも被害自転車の63%が無施錠であった。自転車盗は、万引きと並び少年非行の入口となる犯罪であることや、軽い気持ちで犯行に及び易く、行為者の規範意識の低下を助長し、累犯やより悪質重大な犯罪に移行しかねない犯罪である。このため自転車盗防止対策は、将来にわたり治安の改善を図っていく上で重要である。

自転車防犯登録は、平成6年に自転車の盗難防止及び盗難自転車の被害回復並びに放置自転車の所有者の特定を図るなど、国民の財産の保護に寄与することを目的に自転車利用者に対して義務付けられたものであり、迅速・的確な登録業務をはじめとして、自転車防犯登録促進のための広報活動、防犯登録に関する苦情・相談受理業務及び確実な施錠の励行等の自転車盗難防止のための広報啓発活動を一体の業務として推進する。

10 会議等の開催

(1) 会議

ア 通常総会

平成28年5月31日(火)「パレス宮城野」

イ 理事会

平成28年5月11日(水)「宮城県多賀城分庁舎」

平成29年3月末「宮城県多賀城分庁舎」

(2) 各種大会等

ア 全国地域安全運動宮城県大会

平成28年10月11日(火)太白区文化センター「楽楽楽ホール」

イ 第26回宮城県防犯診断競技大会

平成28年10月

第2 風俗環境浄化事業(公益事業2)

当連合会は、昭和60年2月13日に風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「風営適正化法」という)第39条第1項の規定に基づき、宮城県公安委員会から「宮城県風俗環境浄化協会」として指定を受けており、宮城県警察及び関係機関団体等と連携し、善良な風俗の保持及び風俗環境の浄化並びに少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため、風営適正化法第39条第2項に掲げる事業を推進する。

1 風俗環境に関する苦情処理

風俗営業の健全化や利用者の保護に資するため、一般から寄せられる風俗営業に関する苦情・相

談・要望等について、県警察等関係機関・団体との連携を密にして適切な取り扱い（処理）をする。

2 風俗営業に対する法令遵守のための啓蒙活動

(1) 管理者講習における啓蒙活動

管理者講習において、各種の資料を配付し健全営業の啓蒙を行うとともに、警察本部の担当者による講話を実施し、規範意識の高揚を図る。

(2) 立ち入りにおける啓蒙活動

宮城県遊技業協同組合との協働により、風俗営業所（ぱちんこ店）に対する立ち入りを実施し、健全営業を促進する。

3 少年指導委員に対する協力援助

管理者講習、風俗営業所の調査又は風俗営業所に対する立ち入りを行う際、少年指導委員が少年の健全育成に害を及ぼす行為を防止し、少年を有害環境から守ることを目的として営業所への立ち入りや補導活動を行うことについての説明を行い、積極的に協力するよう理解を求めるとともに、個別事案につき少年指導委員から要請があった場合には、少年指導委員の活動に協力援助する。

4 善良の風俗の保持及び風俗環境浄化並びに少年の健全育成に資するための自主的な組織活動に対する協力援助

(1) ポラリス宮城に対する協力援助

少年の規範意識の向上と非行防止活動を目的として組織された大学生健全育成ボランティア「ポラリス宮城」に対し、その活動促進を図るため所要の助成を行う。

(2) 少年補導員協会に対する協力援助

警察署長及び地区防連会長の委嘱により、少年の健全育成と非行防止を目的に少年補導活動を行う「少年補導員協会」に対し、その活動促進を図るため所要の助成を行う。

(3) 地区防犯協会連合会の風俗環境浄化事業に対する協力援助

善良な風俗の保持及び風俗環境の浄化並びに少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止することにより、少年の健全育成を図ることを目的に各種の風俗環境浄化事業を行う地区防犯協会連合会に対し、活動促進を図るため所要の助成を行う。

5 宮城県公安委員会から委託を受けた講習、調査の実施

(1) 風俗営業所の管理者に対する講習の実施

風俗営業の適正化を促進するため、宮城県公安委員会の委託事業として、「風営適正化法」に基づき、風俗営業所の管理者に対する定期講習等を行う。

(2) 風俗営業所に対する構造設備等の調査の実施

風俗営業の適正化を促進するため、宮城県公安委員会の委託事業として、「風営適正化法」に定める風俗営業の営業所の構造、設備の基準適合の有無を調査する。

第3 物品斡旋等事業（収益事業1）

1 古物・質屋営業適正化事業

古物・質屋営業法は、窃盗その他の犯罪の防止及び迅速な被害回復に資することを目的として、古物・質屋営業許可業者に適正な営業を営ませるため、国家公安委員会規則が定める様式の「古物・質屋商許可標識」の掲示及び古物営業者の従業者が営業者に代わって営業する場合、同規則が定める様式の「行商従業者証」の携帯を義務付けている。本事業は、許可業者の依頼を受け、「古物商許可標識」等を有償で配付する事業である。

(1) 古物・質屋商許可標識の斡旋

古物・質屋営業許可業者が地区防犯協会連合会事務局に依頼した古物・質屋商許可標識の注文を取りまとめて作製業者に発注し、同業者から当連合会に納品された同標識を地区防犯協会連合会経由で同許可業者に有償で配付する。

(2) 行商従業者証の斡旋

古物営業許可業者が地区防犯協会連合会事務局に依頼した行商従業者証の注文を取りまとめて(公財)全国防犯協会連合会に発注し、作製業者から当連合会に納品された同標識を地区防犯協会連合会経由で同許可業者に有償で配付する。

2 物品斡旋事業

(1) 地区防犯協会連合会に対する広報用資材等の斡旋

安全で安心なまちづくりを推進するための防犯用広報資材(防犯パトロール用腕章・防犯標語等を記載した懸垂幕・防犯用ハンドブック等)を地区防犯協会連合会に斡旋し、自主防犯活動の活性化を図る。

(2) 風俗営業所に対するステッカー等の斡旋

宮城県公安委員会の許可を受けた風俗営業所に対して掲示を推奨している「風俗営業ステッカー」と風営適正化法により、掲示義務のある年少者の立入りを禁止する「18歳未満立入禁止ステッカー」を斡旋し、風俗環境浄化を促進する。